



令和8年度 学校いじめ防止基本方針

令和8年 4月改訂

1 目的

本方針は、「いじめはどの子供にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、児童の尊厳を保持するとともに、児童自らが主体的に「いじめのない明るく楽しい学校づくり」に参画し、互いに尊重し合いながら生活できるようにしていくため、下記の基本認識をもとに、「天童市立荒谷小学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応等に向けて実効性ある具体的計画及び実施体制を示し、組織的に取り組むものとする。

2 「いじめ」の基本認識

(1) 【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より）

けんかやふざけ合い、また、好意で行った行為であっても上記に合致すればいじめである。

(2) 【具体的態様】

「いじめ」の態様にきまった型はないが次のような訴えや兆候を見逃さないよう注意を払う。

- ☐ 理由も無く意地悪をされる
- ☐ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
- ☐ 仲間はずれ、無視をされる
- ☐ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする
- ☐ 酷くぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ☐ 金品をたかられる
- ☐ 金品を盗まれたり、隠されたり、壊されたり、捨てられたりする
- ☐ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ☐ PCや携帯・スマホで誹謗中傷される
- ☐ その他、心身の苦痛を感じるもの

(3) 【いじめに対する教職員の基本姿勢】

加害児童及び被害児童がたとえ否定しても、いじめを受けたと思われる児童の側に立ち、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。いじめの定義の趣旨を熟知するとともに、全職員が下記についての認識を共有し、いじめの芽や兆候もいじめとして積極的に認知し、ていねいな指導により、いじめの未然防止と早期解決に取り組む。

- ☐ いじめは教職員の一人一人の子供の特性をふまえた児童理解と指導のあり方が問われる問題である
- ☐ 個々の行為や訴えが「いじめ」にあたるか否かは表面的・形式的に判断してはならない
- ☐ いじめはどの子供にも起こりえ、どの子供も被害者・加害者・傍観者になりうるものである
- ☐ いじめは人権の侵害であり、人として決して許される行為ではない
- ☐ いじめは「いじめられる側にも問題がある」という見方は間違いである
- ☐ 「子供はいじめたりいじめられたりしながら成長する」という考えは間違いである
- ☐ いじめは大人の気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである
- ☐ いじめはその行為の態様によっては刑罰法規に抵触するものである
- ☐ いじめは学校・家庭・地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である
- ☐ 教職員の不適切な一言がいじめを助長することがある

3 いじめ防止のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる組織を置く。

【名 称】

- 「荒谷小いじめ防止等対策委員会」

【構成員】

- 校内職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、当該児童担任
- 校外関係者：学校評議員代表、PTA代表、地区民生委員代表、荒谷駐在官、人権擁護委員を必要に応じて加える
 - ❖ 学校医、天童警察署生活安全課、心理や福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者を天童市教育委員会等の支援を受けて加えるものとする
 - ❖ 構成員は必要に応じて柔軟に対応する

(1) 対策委員会の主な取り組み

当該組織は学校が組織的にいじめ問題に取り組むにあたって中核となる役割を担い、次の具体的取組を行う。

- 「学校いじめ防止基本方針」作成・実行・検証・修正
- いじめの相談・通報窓口としての対応
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録
- 緊急会議の実施と情報の迅速な共有
- 関係児童への事実関係聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者や関係機関との連携

4 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 教職員による取り組み

- 教職員が特別な配慮が必要な児童を含め、一人一人の児童の違いを受け止め、適切に支援していく
- 児童の姿をみとり、話を聞き、子供が安心して相談できる関係性を築く
- 他者と関わる機会の意図的な設定を行い、児童同士お互いの違いを認め合う関係性を育むとともに、授業改善に取り組み、学びを振り返り、自らが生活をつくる力をつける
- 児童の変容を確実に評価する
- 全職員が全児童の担任であるという意識を持ち、日常的に情報を交換しながら指導支援を行う
- 家庭との信頼関係を構築し、情報共有に努める
- 特別な教科道徳を中心とした「いじめは人として決して許されない」「いのちの大切さ」「思いやり」などを具体的に取り上げたいじめに関する学習を実施する

(2) 児童の主体的な取り組み

- 児童会活動や学級会活動等で、児童が主体的に企画し取り組む活動を設け「自己存在感」や「自己有用感」を育てる
- 「思いやり委員会」を中心に、児童自らが挨拶運動や、あったか言葉運動を展開し、子供たちの声を発信する
- 学級会などでくらしの問題に目を向けさせ、子供たちが主体的に代表委員会等で考え、話し合い、決めることで、自らよりよい学校を創る意識を高める。

(3) 保護者や地域に対する啓発

- 法の趣旨、内容、いじめの定義等をPTA総会で周知する
- 学校だより等の通信をはじめ、懇談会や学校評議員会等においていじめ防止の取り組みを説明する
- PTA活動の柱である「親子あったか運動」の取り組みを地域内にも周知する
- いじめアンケート・学校評価等で保護者の意見や要望を把握し、公開していく

5 早期発見のための取り組み

(1) 日常的な取り組み

- 授業中の様子をはじめ、登下校時や休み時間、給食時等の児童の表情、行動、会話にアンテナをたて、子供のサインを見逃さないよう注意を払い情報交換に努める

(2) アンケート・面談の実施

- 県の「いじめアンケート」(児童・保護者)年間2回、本校の「なかよしアンケート」(児童)年間3回実施するとともに、Q Uによって学級の状況を分析し学級経営に活かす
- アンケート、Q U実施後に担任による個人面談を計画的に実施し、実態把握に努める

(3) 子供を語る会の実施

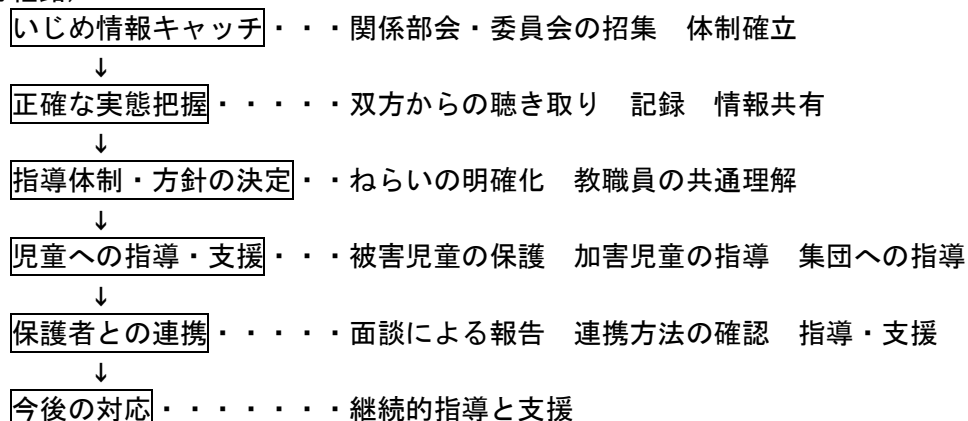
- 定例職員会議、職員打合せでは、子供を語る会を実施し情報を共有する

(4) 子供と向き合う時間の確保

- モジュール制の日課時程を効果的に運用することで、6時間目を無くし、放課後、学級裁量で使える時間を確保する

6 早期対応のための取り組み (いじめに対する措置)

(対応経路)



(1) 迅速な報告と事実確認・組織的対応

以下、いずれの場合も「生徒指導部会」「教育相談部会」「いじめ防止対策委員会」等で複数討議を持ち、当該組織が中心となり対応方針を決めるとともに詳細に記録を残す

- **発見・通報を受けた場合**は、特定の教職員が単独で判断せず、速やかに管理職に報告し、被害児童・加害児童双方から事実確認を行い、全職員に知らせるとともに、関係部会を持ち組織的に対応する
- **暴力を伴ういじめ行為を発見した場合**はその時点で止め、管理職に報告し、被害児童・加害児童双方から事実確認を行い、暴力の行使について指導し、関係部会を持ちその後の指導等について組織的に検討する
- **暴力の伴わないいじめと疑われる行為を認知した場合**は、管理職に報告し、関係児童の話を聞くとともに周囲の児童から情報を得て、関係部会を持ち、その後の指導について組織的に検討する
- **保護者から相談があった場合**は、速やかに管理職に報告し、教育相談部会等を持つ。面談する際は2人以上(担任と特別支援コーディネーター等)で対応する
- **校長は市教育委員会に報告**し、指導助言を仰ぐ
- 被害・加害児童の保護者への報告は、電話や手紙ではなく面談を通して速やかに行う

(2) 被害児童及び保護者への支援

- 「あなた(あなたのお子さん)が悪いのではない」とはっきり伝える
- 徹底して守り通すことと秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守り安全を確保すること等について具体的に説明する

- 必要に応じて加害児童を別室登校として指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を設定する
- 状況に応じて、県教育委員会のいじめ解決支援チームなど関係機関や外部専門家の協力を得て児童及び保護者の支援にあたる

(3) 加害児童及び保護者への対応

- 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導するが、一方的、一面的な解釈での対処とならないよう、また、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う
- 加害児童に自らの行為の責任を自覚させるよう丁寧に指導する。その際、加害児童が抱える問題などいじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に主眼を置く
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に懲戒を加える。重大事態等、状況に応じては加害児童の出席停止について市教育委員会と協議する
- 事実を確認したら保護者に迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う

(4) 集団への働きかけ

- いじめの有無にかかわらず、「報告」と「チクリ」の違いを徹底して指導する。「チクリ」とは他愛のない告げ口など生産性のない行為であり、「報告」とは誰かを救う行為である。誰かが困っていることを大人に知らせることはチクリではなく報告であることを、どの学年でも日常的、継続的に指導する

(5) いじめの解消

- いじめの解消は単に謝罪をもって解消とせず、次の 2 つの要件が満たされる必要がある
 - ①いじめに係る行為が止んでいること（3ヶ月を目安とする）
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと（本人及び保護者への確認）
- 解消している状態はあくまで一つの段階であることを認識し、いじめが再発する可能性が十分あることを認識し児童の観察を継続していく
- 解消に至らない段階では被害児童を守り通し、支援に関して職員間で十分共有してあたる

(6) ネットいじめへの対応

- インターネットのサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話やゲーム機等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく
- 早期発見の観点から、天童市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る
- インターネットのサイトや SNS 携帯電話やゲーム機等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく

7 教育的諸課題等から特に配慮が必要な児童について

特に配慮が必要な児童については学校教育全体を通して、日常的に特性を踏まえた支援を積み重ねていく。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童

- 発達障がいを含む、障がいのある児童が関わるいじめについては、個々の障がいの特性を理解し、児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた指導や必要な支援を行う

- ☐ 障がい者の特性からいじめられていることや、自分が相手に迷惑や苦痛を与えることが認識できない場合もあることを踏まえ指導にあたる
 - ☐ 児童の障がいについて理解を深め、適切な対応について研修し、職員間で共通理解を図り指導を積み重ねていく
- (2) 海外から帰国した児童や外国籍の児童
- ☐ 教職員、児童、保護者の外国人児童生徒に対する理解を意図的に設け、言語や文化の違いによるいじめが行われないよう学校全体で見守り、支援を行う
- (3) 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童
- ☐ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童について正しい理解をし、必要な対応を明示する
- (4) 被災児童
- ☐ 東日本大震災により被災した児童、原子力発電所事故により避難している児童の心身への多大な影響や慣れない環境への不安について十分理解し、心のケアを適切に行い、いじめの未然防止、早期発見に取り組む

8 重大事態への対処

【重大事態】

- ① いじめにより、生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ② いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

- (1) 調査組織の設置（法 28 条①：必置）
- ☐ 教育委員会に報告し、指示のもと重大事態調査組織を設置する
 - ☐ 学校を調査主体とした場合は第三者の参加を図り、公平性、中立性を確保する
 - ☐ 学校外の組織が調査主体となる場合は、資料の提出等、調査に全面協力する
- (2) 調査の実施
- ☐ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する
- (3) いじめを受けた児童及び保護者に対する情報の提供
- ☐ 調査によって明らかになった事実関係について情報を提供する
 - ☐ 関係者の個人情報に配慮するが、個人情報保護をたてに説明を怠ることがあってはならない
 - ☐ 得られたアンケートは被害児童の保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ちその旨を調査対象の児童や保護者に説明する措置をとる
- (4) 調査結果を随時教育委員会に報告
- ☐ いじめを受けた児童・保護者が希望する場合は、当該児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置
- ☐ 教育委員会の指導助言を受け、必要な措置をとる
- (6) 外部機関との連携
- ☐ 警察署、児童相談所、県教育委員会「いじめ解決支援チーム」との連携を図りながら対処する

9 校内研修

- ・いじめの正確な認知に関する教職員間での共通理解を図る
- ・いじめ理解・学級経営に関する校内研修を位置づける

10 学校評価

- ・学校評価においていじめ防止に係る取り組みについて評価し、結果を公表する
- ・その結果を基に改善を図る

11 その他

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る
- ・いじめやその他の生徒指導に係る対応に記録について、誰が、いつ、どこに保管するか等を定め、職員間で共通理解を図り、年度末、年度始には、校内において個人に関する記録の引き継ぎを確実にやっていく

12 年間計画

月	授業・職員研修等	PTA・地域・校種間連携	調査・評価等	年間を通して
4	・授業研修 ・<u>スマホ・SNS教室</u> ・HyperQU等研修会	・PTA総会 ・授業参観 学級懇談会 ・くらしの約束説明	・いじめ防止基本方針見直し ・いじめ対策共通理解 ・なかよしアンケート① ・児童面談①	・子供を語る会（毎週1回） ・いじめ、不登校、生徒指導報告（月1回） ・学校だより「風の谷」の発行 ・ホームページの更新 ・教育相談、教育支援委員会 ・小中連携（校長会主催の学校訪問、授業研究会への参加）
5		・学校評議員会① ・<u>運動会</u> ・幼保こ小連絡会	・HyperQUアセスメント①	
6			・いじめアンケート① ・児童面談②	
7		・保護者面談①		
8	・授業研修 ・市委嘱公開研究会			
9			・なかよしアンケート② ・児童面談③	
10		・授業参観 学級懇談会（通知表配付） ・PTA研修会（予定）		
11			・いじめアンケート② ・HyperQUアセスメント② ・児童面談④	
12		・<u>荒谷っ子発表会</u>	・学校評価	
1	・授業研修	・いじめ防止対策推進委員会（必要な場合） ・小中連携会		
2		・学校評価保護者説明 ・授業参観 学級懇談会 ・学校評議員会②	・なかよしアンケート③ ・児童面談⑤	
3				